

議案第30号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

三田市自家用有償旅客運送条例（令和3年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前					改正後					
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)					
路線	起点	主な経由地	終点	対象地域	路線	起点	主な経由地	終点	対象地域	
広野線	上青野、下青野、北浦、末又は東山、宮脇若しくは加茂	広野地内又は三田市民病院、けやき台1丁目地内若しくは加茂台2丁目地内	JR新三田駅	上青野、下青野、北浦、末並びに東山、宮脇及び加茂(末野区及び中野区に限る。)	乙原小野線	小野小学校区(三田市)内立学校の通学区域に関する規則(昭和34年三田市教育委員会規則第1号)別表小野小学校の項に規定する校区をいう。以下同じ。)内又は有馬富士共生センター	乙原又は小野地	小野小学校区	小野小学校区	小野小学校区
乙原小野線	小野小学校区(三田市)内立学校の通学区域に関する規則(昭和34年三田市教育委員会規則第1号)別表小野小学校の項に規定する校区をいう。以下同じ。)内又は有馬富士共生センター	乙原又は小野地	小野小学校区	小野小学校区						
省略					省略					

別表第2(第6条関係)

区分		金額
広野線及び藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
省略		

備考 省略

別表第2(第6条関係)

区分		金額
藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
省略		

備考 省略

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。